

岡山県老人福祉施設協議会 慶弔規程

(目的)

第1条 この規程は、岡山県老人福祉施設協議会（以下「県老施協」という。）会則第4条に定める会員（以下「会員」という。）に対する慶弔金等及び見舞金の支給に関して次のとおり定める。

(届出)

第2条 会員にこの規程に定める慶弔又はお見舞いの事由が発生したときは、会員又はこの事実を知りたる会員は、速やかに県老施協ブロック協議会長に次の事項を報告するものとする。

ア. 第3条に該当する者の施設名及び氏名

イ. 発生事由の種別等（死亡、災害及びその程度）

ウ. 発生事由の年月日（死亡の場合は葬儀の日時及び場所等）

2 県老施協ブロック協議会長は、前項の事項について県老施協会長及び事務局に報告するものとする。

(慶弔金等)

第3条 会員に次の各号に該当する事由が発生したときは、慶弔金等の支給を行うものとする。

一. 死亡弔慰

ア. 施設長が死亡したとき 50,000円・弔電

（但し、花輪・供物等に代えることができる。）

イ. 施設長の配偶者が死亡したとき 弔電

ウ. 理事長が死亡したとき 弔電

二. 褒章受章による祝い金

ア. 理事長・施設長が褒章を受章したとき

30,000円を支給する。

三. その他

特に必要事由が発生したときは、県老施協会長・副会長において協議決定する。

(見舞金)

第4条 会員に次の各号に該当する事由が発生したときは、見舞金の支給を行うものとする。

一. 傷病見舞金

施設長が傷病にかかったとき（30日以上の上院の場合）
20,000円を支給する。

二. 災害見舞金

施設が火災・風水害その他天災地変により、甚大な被害があったとき
30,000円を支給する。

三. その他

特に必要事由が発生したときは、県老施協会長・副会長において協議決定する。

(その他)

第5条 この規程により慶弔金及び見舞金を受けた場合、一切返礼は行わないこととする。

2 この規程に定めのない事項については、理事会でこれを定める。

附則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

平成7年3月17日施行の「岡山県老人福祉施設長会互助規程」は廃止する。